

2026年1月9日

債権者各位

東京都日野市日野台三丁目1番地1
日野自動車株式会社
代表取締役 小木曾 聰

吸收分割公告

当社は吸收分割してトヨタ自動車羽村株式会社（住所：東京都羽村市緑ヶ丘三丁目1番地1）に対して当社の羽村工場で行われる自動車製造事業、自動車部品製造事業及び工機保全事業（但し、羽村工場に所在のテストコースにおける開発事業及びお客様テクニカルセンターに係る事業並びに第6工場におけるKD業務、補給部品の梱包及び出荷等の業務に係る事業を除く。）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は2026年4月1日であり、トヨタ自動車羽村株式会社は会社法第796条第1項、当社は同第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸收分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（当社）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（トヨタ自動車羽村株式会社）確定した最終事業年度はありません。

以上